

工事をするときには



- 使用建材等に13物質が含まれていないものをごできるだけ選びましょう。
- 換気を積極的に行いましょう。
- 6物質の室内濃度測定を行いましょう。

1 設計

(1) 使用建材等の配慮

工事の際に使用する建材等は、揮発性有機化合物等の発散がないもの、該当する材料がない場合は、できるだけ少ないものを使用するため、以下の書類等を建材メーカー等から提出してもらいます。

- ・「安全データシート(SDS)」
- ・「揮発性有機化合物(VOC)測定試験報告書」

(2) 適正換気量の確保

適正な換気量を確保する設計をします。

(3) 6物質の室内濃度測定の実施

標記濃度測定に掛かる費用と時間的な余裕の他、指針値を超えた場合の対処方法(再測定、安全確認をする日数等)も考えて設計をします。

(4) 工期の設定

建材の養生期間、接着剤や塗料等の乾燥期間を十分に設け、長期休業日や土日など、極力施設に子どもがいない時期に実施します。



2 工事施工

(1) 建材の受入検査

受け入れた建材等が、依頼した物と同一であること、また、適正かつ安全であることを確認します。

(2) 積極的な通風換気

工事施工中は、発散する揮発性有機化合物等を室内から確実に排除するため、できるだけ長時間窓を開けるなどの換気を行います。

3 引き渡し

工事施工後に、室内濃度測定を実施し、厚生労働省の室内濃度指針値以下であることを確認した後、引き渡しとなります。

ようちゅうい
です!

13物質に含まれている「アセトアルデヒド」は6物質に含まれている「ホルムアルデヒド」と非常によく似ている特性があり、代替品として市場に出回っているという情報がありますので、アセトアルデヒドの含有及び使用された製品は極力避けましょう。

木材の防腐剤に含まれていることがありますので、安全データシート(SDS)などで確認してください。

室内濃度測定を行いましょ



備品を購入等した場合や、建物の改修工事等を行った場合、6物質の室内濃度測定を行いましょ。

1 測定を行う場合と時期



(1) 新築・増築・改築・改修工事等を行ったとき

工事施工後の引き渡し前。

(2) 備品等を新規に購入又は更新をしたとき

使用開始前（ただし、6物質がいずれか1つでも含まれる場合のみ）。

(3) 施設の維持・管理・運営上必要と認められるとき（修繕等を含む）

2 測定を省略できる目安

(1) 新築・増築・改築・改修工事等を行ったとき

省略できませんので、すべて行いましょ。

(2) 備品等を新規に購入又は更新をしたとき

- ・購入又は更新数が少数のとき。
- ・事前に6物質が含まれていないこと又は使用されていないことを「安全データシート(SDS)」等で確認し、備品等の受入時に事前に書類で確認したものと現物が同一であることを納品書等で再確認を行い、安全を確認したとき。
- ・各備品等の使用により厚生労働省指針値を超えないことを前提として業界団体が定めた独自の指針や基準等(対象6物質全てを対象としているものに限る)に適合していることを確認し、備品等の受入時に事前に書類で確認したものと現物が同一であることを納品書等で再確認を行い、安全を認識したとき。

※業界団体とは、経済産業省が明示する「VOC自主的取組参加団体」に限る

(3) 施設の維持・管理・運営上必要と認められるとき（修繕等を含む）

事前に6物質が含まれていないこと又は使用されていないことを「安全データシート(SDS)」等で確認し、備品等の受入時に事前に書類で確認したものと現物が同一であることを納品書等で再確認を行い、安全を確認したとき。

3 測定対象物質

6物質。なお、特に必要がある場合は、13物質のうち、6物質以外についても測定を行います。

4 測定調査箇所

事務室や教室など、改修等を行った部屋はすべて調査対象となります。
ただし、使用建材や、搬入備品等が同種の場合は、代表的な箇所のみ測定を行うことができます。

5 測定の位置等

各室、中央付近の床からおおむね 1.2m～ 1.5mの高さで測定します。



6 測定方法

6物質の検査は、主に検査機関等に依頼します。

けんさ
きかん

以下のサイトには、札幌市内の検査機関が掲載されています。参考にしてください。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

🌐 <http://www.chord.or.jp/kikan/sickhouse/>

一般社団法人日本環境測定分析協会

🌐 http://www.jemca.or.jp/sys/member_list

北海道環境計量証明事業協議会

🌐 <http://business4.plala.or.jp/hokankyo/sub2.html>



起きてしまったら！～指針値を超えた場合

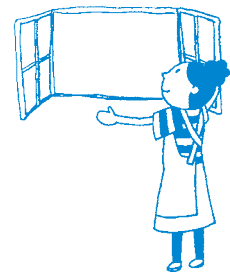
1 施設等の使用を中止しましょう

指針値を超えた場合や、施設内で複数の子どもから、目がチカチカするなどの症状の訴えがあった場合は、施設利用者を直ちに施設から退避させるとともに、再度室内濃度測定を行い、安全が確認されるまで施設等を使用しないようにしましょう。



2 換気をしましょう

窓を開ける、扇風機を活用するなど、積極的に換気をし、揮発性有機化合物等の室内濃度を下げましょう。



3 原因を特定し、排除しましょう

発生原因を特定し、原因物質の除去や封じ込めなど、状況に応じた対応を行いましょう。

4 病院へ行きましょう

症状が出た、又は疑いがある場合は、呼吸器科や皮膚科、小児科、アレルギー科など、症状にあった病院へ行きましょう。

物品によっては、応急処置などが記載されている場合がありますので、ご確認ください。



札幌市が行うこと



『子どもの安全・安心』を第一に考え、子どもたちやその保護者が安心して施設等を利用できるよう、子どもの行動特性等を十分に踏まえたシックハウス対策を実施します。



1 情報の収集と提供


札幌市は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に基づいて6物質の室内濃度測定を行ったときは、測定結果を「札幌市ホームページ」等に掲載し、速やかに市民に公表します。

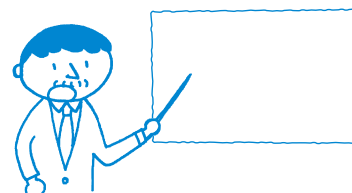
また、シックハウス対策に関する情報については、公益性があると認められる情報を収集し、速やかにわかりやすくお知らせします。

●シックハウス症候群については、次のホームページを参照してください。

 <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/f37sickhouse/index.html>

●札幌市公共建築物シックハウス対策指針については、こちらになります。

 http://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/sickhouse_anzen/sickhouse_taisakushishin/index.html

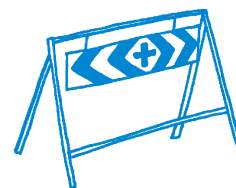


2 研修の実施等

札幌市の関係職員に対して、シックハウス対策に関する実務上の知識・習得のための研修を行います。また、民間施設に対しても、シックハウス対策に関し必要な研修が受けられるよう支援します。

3 工事や物品購入時の、揮発性有機化合物等の確認の徹底

備品等を購入する際は、揮発性有機化合物等が含まれていないかをしっかりと確認し、市有施設の新築・増築・改築工事等を行った際は、室内濃度測定を実施します。また、私立保育所に対しては、新增改築時の補助を行う場合、室内濃度測定を行うことを義務付けます。



4 物品購入等業者への働きかけ

物品購入や工事の際、業者が自主的に「安全データシート(SDS)」等を提出するよう働きかけをします。

5 相談体制

シックハウス対策に関する相談については、札幌市の関係部局が連携し対応します。

✳ 子どもが利用する施設のシックハウス対策の相談箇所は ✳

子ども未来局子ども育成部子ども企画課 ☎ 011-211-2982

※所管する部局、監督官庁がある施設は、そちらにご相談ください。



参考資料



札幌市子ども未来局で使用している「物品購入」に関する資料等です。ご利用ください。

物品購入手順

購入等する日用品や備品の検討

- ・すべての木工製品
- ・スチール製でメラミン樹脂等の化粧板仕上げ製品（棚類、パーテーション、掲示板など）
- ・パソコン
- ・殺虫剤、床ワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤、日用品 など



買う

下表の13物質について事前に確認

- 「安全データシート(SDS)」
- 「揮発性有機化合物(VOC)測定試験報告書」
- 「成分表」

発注書・仕様書に記載し提出を求める！

メーカーの「お客様相談室」に問い合わせるといった方法も!!

含まれていた…

代替品を!

代替品がなく**使用**する場合

含まれていない

万全を期すため、確認した物と納品されたものが同一かを確認。

下表の1～6の物質が含まれていた場合

「室内濃度測定」を実施し、指針値以下であることを確認。
市の施設では、少量の備品等の場合、測定を省略しても良い取扱いにしています。

下表の7～13の物質が含まれていた場合

物質や量等により、室内濃度測定が必要となる場合があります。

厚生労働省で室内濃度指針値を定めている13物質

室内濃度測定を実施する6物質		揮発性有機化合物等	指針値
揮発性有機化合物等	指針値	⑦ クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb)
① ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)		小児の場合
② トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	⑧ フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)
③ キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	⑨ フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)
④ パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	⑩ テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.041ppm)
⑤ エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	⑪ ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)
⑥ スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	⑫ アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)
		⑬ フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)

指針値：ヒトがその濃度の空気を一生関わって摂取しても、健康への有害な影響は受けまいと判断される値。
単位 ppm 及び ppb の換算は 25℃ の場合。1ppm=1,000 ppb。

公共建築物シックハウス対策チェックシート (物品購入用)

公共建築物シックハウス対策チェックシート 「物品購入用」

★発注前にチェック★

①～④の製品を購入する際には、このチェックシートに基づき、事前の調査が必要です。
また、仕様書を作成する場合は、「揮発性有機化合物等」を含まない等、その対策についての記載をしてください。

発注日	平成	年	月	日
課長	係長	係長	係長	係長

(1) 購入するものを○で囲んでください。

- ①木工製品 ()
- ②スチロール製でメラミン樹脂等の化粧板仕上げ製品
(いす(骨組みが木製合板のもの含む)・机・ソファ(骨組みが木製合板のもの含む)
・棚類・収納用家具(棚以外)・パーテーション・コートハンガー・傘立て・靴入れ・黒板
(ホワイトボード及びびべッド(ベッドフレームのみ)・その他スチロール製品())
- ③薬剤等日用品
(芳香剤・防虫剤・防臭剤・防霉剤・防高剤・塗料・接着剤・床ワックス・塗料等の溶剤)
(その他の薬剤 ())
- ④パソコン

(2) 購入するものに次の13物質が1つでも含まれていますか。下記○をチェックしてください。(含まれていた場合は含まれている物質を○で囲んでください)

[A. 群]	[B. 群]
・ホルムアルデヒド	・アクリルアミド
・トルエン	・カドミウム
・キシレン	・ダイオキシン
・パラジクロロベンゼン	・トリクロロエチレン
・オロクロロベンゼン	・フタル酸
・スチレン	・フタル酸ジ-n-ブチル
	・フタル酸ジ-n-オクチル

※これら注意
品名が以下の代用品として目回っている
可能性あり

※規定値から成分別の測定等がなされた品名
の場合、その旨の文字(メーカー)を記入して
いただく必要があります。

成分の確認に用いた書籍を○で囲んで、
そのコピーを添付してください。

- ・安全データシート(SDS)
- ・揮発性有機化合物(VOC)測定試験報告書
- ・成分表
- ・各種品等の使用により厚生労働省指針を越えないこととを前提として業界団体(経済産業省が明示する「VOC自主的削減参加団体」に限る)が定めた独自の指針や基準等(対象6物質全てを対象としているものに限る)・その他()

(揮発性の移行できない場合は、測定した数値等を添付してください)

- 13物質が含まれていない→決裁を受けて(3)へ
 13物質が含まれている→決裁を受けて裏面の(4)へ

★納品時にチェック★

(3) 納品されたものは、発注時に選定したものと同一のものか確認してください。
「検査報告書」で、決裁を受けてください。

この面は「13物質が含まれているもの」を購入する際のチェックシートです

★発注前にチェック(その2)★

(4) 13物質が含まれているものを購入することとした理由を記載してください。

決裁日	平成	年	月	日
課長	係長	係長	係長	係長

(製品名と他のものを置き換えることができない理由を)

(この表の13物質が含まれている場合は、業者に厚生労働省が示す揮発性有機化合物等13物質が室内濃度指針値を越えないことを確認するなど、その内容を記載してください。)

決裁を受けて(5)へ

★納品時にチェック★

(5) 納品されたものは、発注時に選定したものと同一のものか確認してください。
「検査報告書」で、決裁を受けてください。

(6) 納品後、室内濃度測定(精密検査)を実施しましたか。
下記○にチェックしてください。

決裁日	平成	年	月	日
課長	係長	係長	係長	係長

- 少数又は過半数以下等のため測定しない
→チェック終了
対策指針及び同解説17頁「4.揮発性有機化合物6物質の室内濃度測定」参照
- 測定する
→別紙「化学物質濃度測定実施チェックシート」へ

裏

3 室内濃度測定の再測定

再測定日	平成	年	月	日	報告	平成	年	月	日
結果判明予定日	平成	年	月	日	課長	係長	係		
結果判明日	平成	年	月	日					

室内濃度測定を実施した物質に○をつけてください(測定記録票を添付してください)

<ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒド ・トルエン ・キシレン ・パラジクロロベンゼン ・エチルベンゼン ・スチレン ・上記以外の7物質()

再室内濃度測定を実施したすべての物質が指針値以下

→上司へ報告して4へ

再測定の結果、指針値を超えた物質がある

→業者に低減化策を指示すると同時に上司へ報告。室内濃度が指針値以下になるまで施設の使用は中止し、指針値以下になるまで、低減化策と再測定を行ってください。

4 測定結果を市民にいつ公表しましたか。

施設での掲示等	平成	年	月	日	報告	平成	年	月	日
ホームページ	平成	年	月	日	課長	係長	係		

(その他の方法で市民に公表したものについても、方法・日時等を記載してください。)

表

化学物質濃度測定実施チェックシート

業務で、厚生労働省指針値13物質のうち、揮発性有機化合物6物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)が含まれた材料(建材、薬剤、備品等)を用いた場合、外部検査機関による室内濃度測定を実施してください。また、前記の6物質以外の7物質が含まれる又は使用されている場合も必要に応じ、室内濃度測定を実施してください。

1 室内濃度測定(精密検査)

材料使用日(報告終了日)	平成	年	月	日	報告	平成	年	月	日
測定日及び測定機関	平成	年	月	日	課長	係長	係		
結果判明予定日	平成	年	月	日					
結果判明日	平成	年	月	日	報告者				

室内濃度測定を実施した物質に○をつけてください(測定記録票を添付してください)。

<ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒド ・トルエン ・キシレン ・パラジクロロベンゼン ・エチルベンゼン ・スチレン ・上記以外の7物質()

精密検査の結果

室内濃度測定を実施したすべての物質が指針値以下→上司へ報告して4へ

指針値を超えた物質がある→業者に低減化策を指示すると同時に

上司へ報告して2へ

指針値を超えた物質

2 指針値を超えた原因調査及び低減化対策

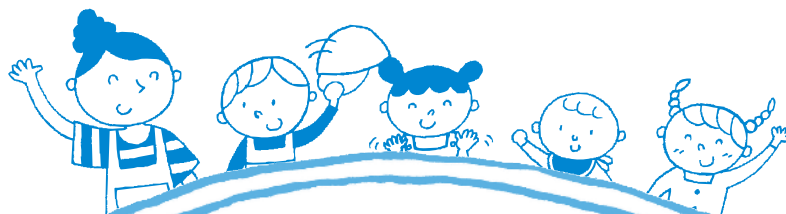
指針値を超えた原因:

報告	平成	年	月	日
課長	係長	係		

講じた低減化の方法:

上司へ報告して3(再測定)へ。また、室内濃度が指針値以下になるまで施設の使用は中止し、そのことを市民に公表してください。

裏面に続く



● **発行** 平成23年3月(令和元年8月改訂)
札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課
〒060-0051
札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
電話 011-211-2982



さっぽろ市
02-G01-19-1544
31-2-1069

Let's defend
children
all together.



SAPP_URO